


	旧	新	摘要
	<p style="text-align: center;"><u>座間市公共工事共通取扱書</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"><u>平成 25 年 4 月</u></p> <p style="text-align: center;"> <u>平成 25 年 9 月改正</u>  <u>平成 27 年 4 月改正</u>  <u>平成 30 年 7 月改正</u>  <u>令和 3 年 8 月改正</u>  <u>令和 4 年 9 月改正</u> </p> <p style="text-align: center;"><u>総務部契約検査課</u></p> <div style="text-align: center;">    </div>	<p style="text-align: center;"><u>座間市公共工事共通取扱書</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"><u>平成 25 年 4 月</u></p> <p style="text-align: center;"> <u>平成 25 年 9 月改正</u>  <u>平成 27 年 4 月改正</u>  <u>平成 30 年 7 月改正</u>  <u>令和 3 年 8 月改正</u>  <u>令和 4 年 9 月改正</u>  <u>令和 5 年 6 月改正</u> </p> <p style="text-align: center;"><u>財務部契約検査課</u></p> <div style="text-align: center;">    </div>	追加

	旧	新	摘 要
	<p>第1章 総則..... 1</p> <p>1. 目的..... 1</p> <p>2. 適用..... 1</p> <p>第2章 共通仕様..... 2</p> <p>1. 共通仕様..... 2</p> <p>(1) コリنز (CORINS) への登録..... 2</p> <p>(2) 工事使用材料に係る仕様書..... 3</p> <p>(3) 建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る仕様書..... 4</p> <p>(4) 建設発生残土処分に係る仕様書..... 13</p> <p>(5) 施工体制台帳..... 16</p> <p>(6) 座間市環境マネジメントシステムに係る仕様書..... 17</p> <p>(7) 熱帯材使用型枠の削減について..... 18</p> <p>(8) 公共工事における石綿 (アスベスト) に関する仕様書..... 19</p> <p>(9) 公共工事労務費等の調査に対する協力に関する仕様書..... 20</p> <p>(10) 抜打ち検査の実施..... 21</p> <p>(11) 保険の付保及び事故の保障に関する仕様書..... 22</p> <p>(12) アスファルト混合物事前審査における土木工事共通仕様書..... 29</p> <p>(13) 道路工事等における標示及び保安施設の設置基準..... 30</p> <p>(14) 舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する仕様書..... 31</p>	<p>第1章 総則..... 1</p> <p>1. 目的..... 1</p> <p>2. 適用..... 1</p> <p>第2章 共通仕様..... 2</p> <p>1. 共通仕様..... 2</p> <p>(1) コリنز (CORINS) への登録..... 2</p> <p>(2) 工事使用材料に係る仕様書..... 3</p> <p>(3) 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る仕様書..... 4</p> <p>(4) 建設発生残土処分に係る仕様書..... 14</p> <p>(5) 施工体制台帳..... 24</p> <p>(6) 座間市環境マネジメントシステムに係る仕様書..... 25</p> <p>(7) 熱帯材使用型枠の削減について..... 26</p> <p>(8) 公共工事における石綿 (アスベスト) に関する仕様書..... 27</p> <p>(9) 公共工事労務費等の調査に対する協力に関する仕様書..... 28</p> <p>(10) 抜打ち検査の実施..... 29</p> <p>(11) 保険の付保及び事故の保障に関する仕様書..... 30</p> <p>(12) アスファルト混合物事前審査における土木工事共通仕様..... 37</p> <p>(13) 道路工事等における標示及び保安施設の設置基準..... 38</p> <p>(14) 舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する仕様書..... 39</p>	

旧	新	
<p><b>(3) 建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る仕様書</b></p> <p>本特記仕様書は、建設工事から発生する廃棄物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、座間市が発注する工事に適用する。</p> <p><b>I. 総則</b></p> <p><b>1 用語の定義</b></p> <p>本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。</p> <p>(2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。</p> <p>(3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。</p> <p>(4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。</p> <p>(5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。</p> <p>(6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。</p> <p>(7) 解体工事 建築物にあつては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。</p> <p>(8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。</p> <p>(9) 分別解体等</p> <p>ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。</p> <p>イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。</p> <p>(10) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。</p> <p>イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。</p> <p>(11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。</p> <p>(12) 建設発生木材等 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴っ</p>	<p><b>(3) 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る仕様書</b></p> <p>本特記仕様書は、建設工事から発生する<b>建設副産物</b>についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、座間市が発注する工事に適用する。</p> <p><b>I. 総則</b></p> <p><b>1 用語の定義</b></p> <p>本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。</p> <p>(2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。</p> <p>(3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。</p> <p>(4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。</p> <p>(5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。</p> <p>(6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。</p> <p>(7) 解体工事 建築物にあつては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。</p> <p>(8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。</p> <p>(9) 分別解体等</p> <p>ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。</p> <p>イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。</p> <p>(10) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。</p> <p>イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。</p> <p>(11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。</p> <p>(12) 建設発生木材等 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴っ</p>	

	旧	新	
	<p>て副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。</p> <p>(13) 建設リサイクル資材 「神奈川県県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。</p> <p><b>II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項</b></p> <p>工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。</p> <p><b>1 施工前に取り組む事項</b></p> <p>建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。</p> <p>《管理及び施工体制の整備》</p> <p>(1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。</p> <p>(2) 請負代金の額が100万円以上の場合には、次項Ⅲ. に基づき再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。特に対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。</p> <p>(3) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。</p>	<p>て副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。</p> <p>(13) 建設リサイクル資材 「神奈川県県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。</p> <p>(14) 再生資源利用促進計画（実施）書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画（実施状況）をいう。</p> <p>(15) 再生資源利用計画（実施）書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画（実施状況）をいう。</p> <p><b>II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項</b></p> <p>工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。</p> <p><b>1 施工前に取り組む事項</b></p> <p>建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。</p> <p>《管理及び施工体制の整備》</p> <p>(1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。</p> <p>(2) 請負代金の額が100万円以上（税込）の場合には、次の事項を行うこと。</p> <p>ア 次項Ⅲ. に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。</p> <p>イ 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。</p> <p>ウ 上記イで作成した内容変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を変更し、その変更内容を監督員へ速やかに報告する。</p> <p>エ 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は公衆の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(3) 体積が500m<sup>3</sup>以上ある建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合</p>	

旧	新
<p>《下請契約》</p> <p>(4) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。</p> <p>(5) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。</p> <p>(6) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。</p> <p>(7) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。</p> <p>(8) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。</p> <p>ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。</p> <p>《事前調査等》</p> <p>(9) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。</p> <p>(10) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。</p> <p>《再生品の利用》</p> <p>(11) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。</p> <p>ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンク</p>	<p>には、資源有効利用促進法に規定する「確認結果票」を作成し、上記イ、ウ及びエと同様に行うこと。</p> <p>(4) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画に添付すること。</p> <p>(5) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。</p> <p>《下請契約》</p> <p>(6) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。</p> <p>(7) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。</p> <p>(8) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。</p> <p>(9) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。</p> <p>(10) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。</p> <p>ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。</p> <p>《事前調査等》</p> <p>(11) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。</p> <p>(12) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。</p> <p>《再生品の利用》</p> <p>(13) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。</p> <p>ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建</p>

旧	新
<p>リート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂（RC-10）の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。</p> <p>なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、建設リサイクル資材利用（変更）計画書を監督員に提出し承諾を受けること。</p> <p>イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。</p> <p>ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード（ストランドボード）等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。</p> <p><b>2 施工に関する事項</b></p> <p>分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。</p> <p>《発生抑制》</p> <p>(1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。</p> <p>ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用</p> <p>イ 耐久性の高い建築物等の建築等</p> <p>ウ 使用済コンクリート型枠の再使用</p> <p>エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破碎による路盤材等への再利用</p> <p>オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用</p> <p>《分別解体等》</p> <p>(2) 建設業者にあつては主任技術者（監理技術者）、解体工事業登録業者にあつては技術</p>	<p>設りサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂（RC-10）の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。</p> <p>なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、<b>購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容（再生資源利用計画書）を記載した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出し承諾を受けること。</b></p> <p><b>また、工事が完了したときは、上記要領に基づき当該工事に使用した再生砕石等の使用数量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明書を受け、監督員へ提出すること。</b></p> <p>イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。</p> <p>ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード（ストランドボード）等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。</p> <p><b>2 施工に関する事項</b></p> <p>分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。</p> <p>《発生抑制》</p> <p>(1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。</p> <p>ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用</p> <p>イ 耐久性の高い建築物等の建築等</p> <p>ウ 使用済コンクリート型枠の再使用</p> <p>エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破碎による路盤材等への再利用</p> <p>オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用</p> <p>《分別解体等》</p> <p>(2) 建設業者にあつては主任技術者（監理技術者）、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。</p>

旧	新
<p>管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。</p> <p>(3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。</p> <p>ア 建設廃棄物と建設発生土</p> <p>イ 一般廃棄物（飲料の空缶や弁当がら、刈草等）と産業廃棄物（伐木材・伐根材等）</p> <p>ウ 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物等）と再資源化できる産業廃棄物</p> <p>エ 安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等）と管理型産業廃棄物（燃え殻、木くず、廃石膏ボード等）</p> <p>(4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。</p> <p>《再資源化等》</p> <p>(5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬入するとともに、再生資源の活用に努めること。（再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照）</p> <p>(6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬入すること。</p> <p>(7) 建設発生木材等は、原則として県土整備部の指定事業者の指定施設へ搬入すること。</p> <p>(8) その他の建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物）についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。</p> <p>《適正処理》</p> <p>(9) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃</p>	<p>(3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。</p> <p>ア 建設廃棄物と建設発生土</p> <p>イ 一般廃棄物（飲料の空缶や弁当がら、刈草等）と産業廃棄物（伐木材・伐根材等）</p> <p>ウ 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物等）と再資源化できる産業廃棄物</p> <p>エ 安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等）と管理型産業廃棄物（燃え殻、木くず、廃石膏ボード等）</p> <p>(4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。</p> <p>《再資源化等》</p> <p>(5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬出するとともに、再生資源の活用に努めること。（再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照）</p> <p>(6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬出すること。</p> <p>その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき搬出先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書に監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。</p> <p>(7) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬出すること。</p> <p>その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき搬出先その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。</p> <p>(8) 体積が500 m<sup>3</sup>以上ある土砂を搬入した場合には、速やかに資源有効利用促進法に規定する「受領書」を搬入元の元請業者等に交付すること。</p> <p>(9) その他の建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物）についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。</p> <p>《適正処理》</p> <p>(10) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄</p>

旧	新
<p>棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。</p> <p>(10) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。</p> <p>ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。</p> <p>イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。</p> <p>ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。</p> <p><b>3 施工の完了後に行う事項</b></p> <p>(1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合した上で実施状況を把握し、再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書を監督員に提出し、計画書とともに保存すること。</p> <p>(2) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。</p> <p>上記（1）から（2）の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出すること。</p>	<p>物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。</p> <p>(11) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。</p> <p>ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。</p> <p>イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。</p> <p>ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。</p> <p><b>3 施工の完了後に行う事項</b></p> <p>(1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。</p> <p>(2) 再生資源利用促進計画（実施）書、再生資源利用計画（実施）書及び確認結果票は、5年間保存すること。</p> <p>(3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。</p> <p>(4) 次項Ⅲ.に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記（3）の建設リサイクル法に基づく再資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。</p> <p>(5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生したコンクリート塊等の指定工場への搬出を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に指定工場の証明を受けて監督員へ報告すること。</p> <p>(6) 建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬出を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員へ報告すること。</p> <p>上記（1）から（6）の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出すること。</p>



旧	新
<p>(参 考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（建設リサイクル法）</li> <li>○特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成 13 年 1 月 17 日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）</li> <li>○神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成 14 年 5 月 28 日 神奈川県告示第 366 号）</li> <li>○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）（ラージリサイクル法）</li> <li>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（廃棄物処理法）</li> <li>○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法）</li> <li>○建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正）</li> </ul> <p><b>Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項</b></p> <p>現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。</p> <p>1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が 1 0 0 万円以上の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。</p> <p>本調査の対象品目は、表 1 の通りである。</p>	<p>(参 考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（建設リサイクル法）</li> <li>○特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成 13 年 1 月 17 日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）</li> <li>○神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成 14 年 5 月 28 日 神奈川県告示第 366 号）</li> <li>○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）（ラージリサイクル法）</li> <li>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（廃棄物処理法）</li> <li>○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法）</li> <li>○建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正）</li> </ul> <p><b>Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項</b></p> <p>現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。</p> <p>1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が 1 0 0 万円以上（税込）の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。</p> <p>本調査の対象品目は、表 1 の通りである。</p>

旧

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する 建設資材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート</li> <li>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</li> <li>・木材</li> <li>・アスファルト混合物</li> <li>・土砂</li> <li>・砕石</li> <li>・塩化ビニル管・継手</li> <li>・石膏ボード</li> <li>・その他建設資材</li> </ul>	
搬出する 建設副産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊</li> <li>・建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）※1</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊</li> <li>・その他がれき類</li> <li>・建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）※2</li> <li>・建設汚泥</li> <li>・混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）※3</li> <li>・金属くず</li> <li>・廃塩化ビニル管・継手</li> <li>・廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）</li> <li>・廃石膏ボード</li> <li>・紙くず</li> <li>・アスベスト（飛散性）</li> <li>・その他分別された廃棄物</li> <li>・第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥は除く）</li> </ul>	<p>※1 建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端木材くずが該当する。</p> <p>※2 建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。 ※3 現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。</p>

新

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する 建設資材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート</li> <li>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</li> <li>・木材</li> <li>・アスファルト混合物</li> <li>・土砂</li> <li>・砕石</li> <li>・塩化ビニル管・継手</li> <li>・石膏ボード</li> <li>・その他建設資材</li> </ul>	
搬出する 建設副産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊</li> <li>・建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）※1</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊</li> <li>・その他がれき類</li> <li>・建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）※2</li> <li>・建設汚泥</li> <li>・混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）※3</li> <li>・金属くず</li> <li>・廃塩化ビニル管・継手</li> <li>・廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）</li> <li>・廃石膏ボード</li> <li>・紙くず</li> <li>・アスベスト（飛散性）</li> <li>・その他分別された廃棄物</li> <li>・第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥は除く）</li> </ul>	<p>※1 建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。</p> <p>※2 建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。</p> <p>※3 現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。</p>

旧

新

- 2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。
- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ  
<http://www.recycle.jacic.or.jp/>  
 から建設副産物情報交換システム（COBRIS）にログインする。  
 システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成）
- (3) COBRISの各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」を印刷し、施工計画書に添付する。
- (4) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
- (5) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を印刷し、監督員に提出する。
- (6) COBRISの各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)実施書—建設リサイクルガイドライン様式—」を印刷し、監督員の確認を受ける。
- (7) 完成図書に「再生資源利用(促進)実施書—建設リサイクルガイドライン様式—」を添付する。

3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の入力値について  
 建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山m<sup>3</sup>」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締めm<sup>3</sup>」（表2、土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩 I	軟岩 II	中硬岩	硬岩 I
1.15	1.20	1.25	1.40

- 2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。
- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ  
<http://www.recycle.jacic.or.jp/>  
 から建設副産物情報交換システム（COBRIS）にログインする。  
 システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成）
- (3) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（計画）」を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
- (5) 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（実施）」及び上記（5）で確認した「チェックリスト」を印刷、監督員に提出する。

3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の入力値について  
 建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山m<sup>3</sup>」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締めm<sup>3</sup>」（表2、土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩 I	軟岩 II	中硬岩	硬岩 I
1.15	1.20	1.25	1.40

旧

(例)

掘削 100 m<sup>3</sup>  
 埋戻し 20 m<sup>3</sup> (締めm<sup>3</sup>)・・・「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。  
 22 m<sup>3</sup> (地山m<sup>3</sup>)・・・「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。  
 20 m<sup>3</sup>/変化率C (仮に0.9とする) = 22 m<sup>3</sup>  
 処分 78 m<sup>3</sup> (地山m<sup>3</sup>)・・・「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。  
 100 m<sup>3</sup> - 22 m<sup>3</sup> = 78 m<sup>3</sup>

(2) 建設資材利用について

- ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。
- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材認定資材一覧表（以下認定、一覧表という）を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目（建設資材の「分類」）	建設リサイクル資材の品目名
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋)* 再生舗装用ブロック(平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)
コンクリート及び鉄からなる建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋)*
木材	再生木質ボード
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄からなる建設資材」に入力する。

- ・「規格」は、認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については、認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再

新

(例)

掘削 100 m<sup>3</sup>  
 埋戻し 20 m<sup>3</sup> (締めm<sup>3</sup>)・・・「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。  
 22 m<sup>3</sup> (地山m<sup>3</sup>)・・・「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。  
 20 m<sup>3</sup>/変化率C (仮に0.9とする) = 22 m<sup>3</sup>  
 処分 78 m<sup>3</sup> (地山m<sup>3</sup>)・・・「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。  
 100 m<sup>3</sup> - 22 m<sup>3</sup> = 78 m<sup>3</sup>

(2) 建設資材利用について

- ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。
- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材認定資材一覧表（以下、認定一覧表という）を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目（建設資材の「分類」）	建設リサイクル資材の品目名
土砂	再生改良土
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋)* 再生舗装用ブロック(平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)、再生骨材コンクリート・再生生コンクリート
コンクリート及び鉄からなる建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋)*
木材	再生木質ボード
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄からなる建設資材」に入力する。

- ・「規格」は、認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については、認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用」には

旧	新
<p>生利用量」には0を入力する。</p> <p>ウ RC-10（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄を入力する。</p> <p>(3) 建設副産物発生・搬出(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土）)について</p> <p>ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を、神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。</p> <p>イ 建設発生木材のうち解体木くず、新築端材木くずを、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄を入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。</p> <p>ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B（立木、除根材が廃棄物になったもの）」欄を入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。</p> <p>エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。</p> <p>オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類コード」を「6 スtockヤード（再利用先工事が決定）」と選択する。</p>	<p>0を入力する。</p> <p>ウ RC-10（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄を入力する。</p> <p>(3) 建設副産物発生・搬出(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土）)について</p> <p>ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を、神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。</p> <p>イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄を入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。</p> <p>ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B（立木、除根材が廃棄物になったもの）」欄を入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。</p> <p>エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。</p> <p>オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類コード」を「5 工事予定地・仮置場・Stockヤード（再利用の目的がある決定）」と選択する。</p>

旧	新
<p>(4) 建設発生残土処分に係る仕様書</p> <p>1 適用 本仕様書は、工事現場以外で建設発生土を処分する工事に適用する。</p> <p>2 目的 請負者は、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の趣旨を理解し、当該現場からの建設発生土の利用の促進に努めなければならない。</p> <p>3 用語の定義 指定処分（A）： 設計図書にて、建設発生土の受入地を指定している処分区分をいう。 指定処分（B）： 建設発生土の土量（再利用が設計図書で指定されている分の土量を除く）が、1,000m<sup>3</sup>以上の工事で、設計図書で受入地が指定されていない処分区分をいう。 確認処分： 上記に該当しない建設発生土の処分区分をいう。</p> <p>4 処分地の選定 請負者は、指定処分（B）および、確認処分の場合、関係法令を遵守し安全性などを勘案のうえ、自らの責任において処分地を選定し適切に施工しなければならない。</p> <p>5 書類の提出 請負者は、指定処分（B）および確認処分の場合、建設発生土を搬入する前までに、確認届け（様式-1）および建設発生土処分許可書（残土条例を設けている市町村にあっては、条例に基づく許可書）の写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>6 監督員の確認 請負者は、指定処分（B）の場合、監督員が処分地を確認後に、当該処分地に建設発生土の搬入を行うものとする。</p> <p>7 情報の提供 請負者は、建設発生土を 100m<sup>3</sup>以上搬出する場合、建設発生土搬入のお知らせ（様式-2）により搬出前までに、搬出市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。 情報の提供後は、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>4) 建設発生残土処分に係る仕様書 <b>指定処分 A（指定受入地）</b></p> <p>1 適用 <b>本仕様書は、設計図書にて、建設発生土の受入地を指定して処理する工事に適用する。</b></p> <p>2 目的 請負者は、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の趣旨を理解し、当該現場からの建設発生土の利用の促進に努めなければならない。</p> <p>3 用語の定義 指定処分（A）： 設計図書にて、建設発生土の受入地を指定している処分区分をいう。</p> <p>4 <b>請負者が自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙「様式1」により確認届を提出し、市の承諾を得ること。</b></p> <p>5 (1) 請負者は、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書（以下計画書）及び、再生資源利用促進実施書（以下、実施書）を提出すること。 (2) 体積が500m<sup>3</sup>以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、請負者は監督員が記載した<b>土壤汚染対策法等手続の確認フロー（別紙「様式3」）（以下、確認フロー）</b>及び再生資源利用促進計画の作成に伴う<b>確認結果票（別紙「様式4」）（以下確認結果票）</b>を確認し、<b>確認結果票を作成すること。</b> (3) 請負者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。また、<b>建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。</b> (4) 請負者は、(2)で作成した内容に変更が生じた場合、速やかに計画書及び確認結果票を変更するものとし、その内容を発注者に速やかに報告すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。 (5) 請負者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に提示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (6) 請負者は、計画書・確認結果表・確認フロー・実施書を完成日から5年間保存すること。 (7) 請負者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し<b>受領書（別紙「参考様式」）の交付を求めること。</b> また、交付を受けた場合は計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は、写しを<b>工事完成日から5年間保存すること。</b> なお、監督員が求めた場合は提示すること。</p> <p>6 情報の提供 請負者は、建設発生土を 100m<sup>3</sup>以上搬出する場合、建設発生土搬入のお知らせ（様式-2）により搬出前までに、搬出市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を提出しなければならない。</p>

旧

新

情報の提供後は、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

旧	新
	<p><b>建設発生残土処分に係る仕様書 指定処分 A（工事間流用）</b></p> <p>1 適用 本仕様書は、設計図書で建設発生土の受入地を指定して工事間流用を図る工事に適用する。</p> <p>2 目的 請負者は、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の趣旨を理解し、当該現場からの建設発生土の利用の促進に努めなければならない。</p> <p>3 用語の定義 指定処分（A）： 設計図書にて、建設発生土の受入地を指定している処分区分をいう。</p> <p>4 搬出、搬入に必要な手続きや、土量管理手法等は監督員の指示によること。</p> <p>5 請負者が自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙「様式1」により確認届を提出し、市の承諾を得ること。</p> <p>6（1）請負者は、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書（以下計画書）及び、再生資源利用促進実施書（以下、実施書）を提出すること。</p> <p>（2）体積が500 m<sup>3</sup>以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、請負者は監督員が記載した土壌汚染対策法等手続の確認フロー（別紙「様式3」）（以下、確認フロー）及び再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（別紙「様式4」）（以下確認結果票）を確認し、確認結果票を作成すること。</p> <p>（3）請負者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。</p> <p>（4）請負者は、（2）で作成した内容に変更が生じた場合、速やかに計画書及び確認結果票を変更するものとし、その内容を発注者に速やかに報告すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。</p> <p>（5）請負者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に提示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>（6）請負者は計画書・確認結果表・確認フロー・実施書を完成日から5年間保存すること。</p> <p>（7）請負者は建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し受領書（別紙「参考様式」）の交付を求めること。</p> <p>また、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。</p> <p>なお、監督員が求めた場合は提示すること。</p> <p>7 情報の提供</p>



旧	新
	<p>請負者は、建設発生土を 100m<sup>3</sup> 以上搬出する場合、建設発生土搬入のお知らせ（様式-2）により搬出前までに、搬出市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を提出しなければならない。</p> <p>情報の提供後は、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。</p>

旧

新

(2-4関係様式-1)

# 確認届

令和 年 月 日

(宛先) 座 間 市 長

請負人 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
電 話

本工事に係る以下の建設発生土処分地について、適法であると確認しましたので処分地として選  
定しました。

工 事 名	
所 在 地	(処分場名: )
処 分 地	地 権 者 名
	地 目
分	管理者 (社名・代表者氏名)
	住 所 及 び 連 絡 先
地	事 業 区 分
	<input type="checkbox"/> 公共土地区画整理事業地 <input type="checkbox"/> 宅地造 <input type="checkbox"/> 農地造成 <input type="checkbox"/> 民間土地区画整理事業地成 <input type="checkbox"/> その他 ( )
注) 最終処分地所在地	
地 山 土 量	
運 搬 距 離	
受 入 料 金	
搬 入 機 関	

注) 当該処分地が、仮置的運営 (ストックヤード) の場合記入すること。

備考: 運搬経路図、許可書等の写しおよび、現況写真 (搬入前) を添付すること。  
搬入完了後、速やかに搬入完了時の写真を提出すること。

(2-4関係様式-1)

# 確認届(受入地・仮置場)

令和 年 月 日

(宛先) 座 間 市 長

請負人 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
電 話

本工事に係る以下の建設発生土 受入地・仮置場について、**公共建設発生土処理に係る特記仕様書記載事項に基  
づき適法であることを確認しました。**

工 事 名	
所 在 地	(処分場名: )
処 分 地	地 権 者 名
	地 目
分	管理者 (社名・代表者氏名)
	住 所 及 び 連 絡 先
地	事 業 区 分
	<input type="checkbox"/> 土地区画整理事業 <input type="checkbox"/> 砂利及び碎石採取事業 <input type="checkbox"/> 土地改良事 業 <input type="checkbox"/> 開発行為 ( ) <input type="checkbox"/> 農地転用 <input type="checkbox"/> 農地一時転用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
注) 最終処分地所在地	
地 山 土 量	
運 搬 距 離	
受 入 料 金	
搬 入 期 関	

備考 搬入経路図受入地・仮置場の行為範囲を明示した明細地図、許可書の写し、現況写真 (搬入前) を添付  
する。

搬入完了後の監督員により現地確認状況写真を工事写真帳に添付すること。

受入料金は処理料金のみとする。

仮置場を利用する場合の運搬距離の記載は、仮置場の確認届には現場から仮置  
場までの距離、受入地の確認届には仮置場から受入地までの距離を記載する。

発注者の承諾を得て搬入すること。

旧

新

(2-4関係様式-2)

(2-4関係様式-2)

### 建設発生土搬入のお知らせ

### 建設発生土搬入のお知らせ

令和 年 月 日

令和 年 月 日

殿

殿

会社名  
現場代理人名  
電話

会社名  
現場代理人名  
電話

下記のとおり、貴市町村内への受入先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

下記のとおり、貴市町村内への受入先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 概 要		
工 事 発 注 機 関 名		
工事監督員又は担当者名		
連絡先機関・電話番号		
工 事 請 負 業 社 名		
担当者名・電話番号		
建 設 発 生 土	運 搬 業 者	
	受入先（名称等）	
	住 所	
	運 搬 経 路	
	搬 出 時 期	
土 質 土 量		

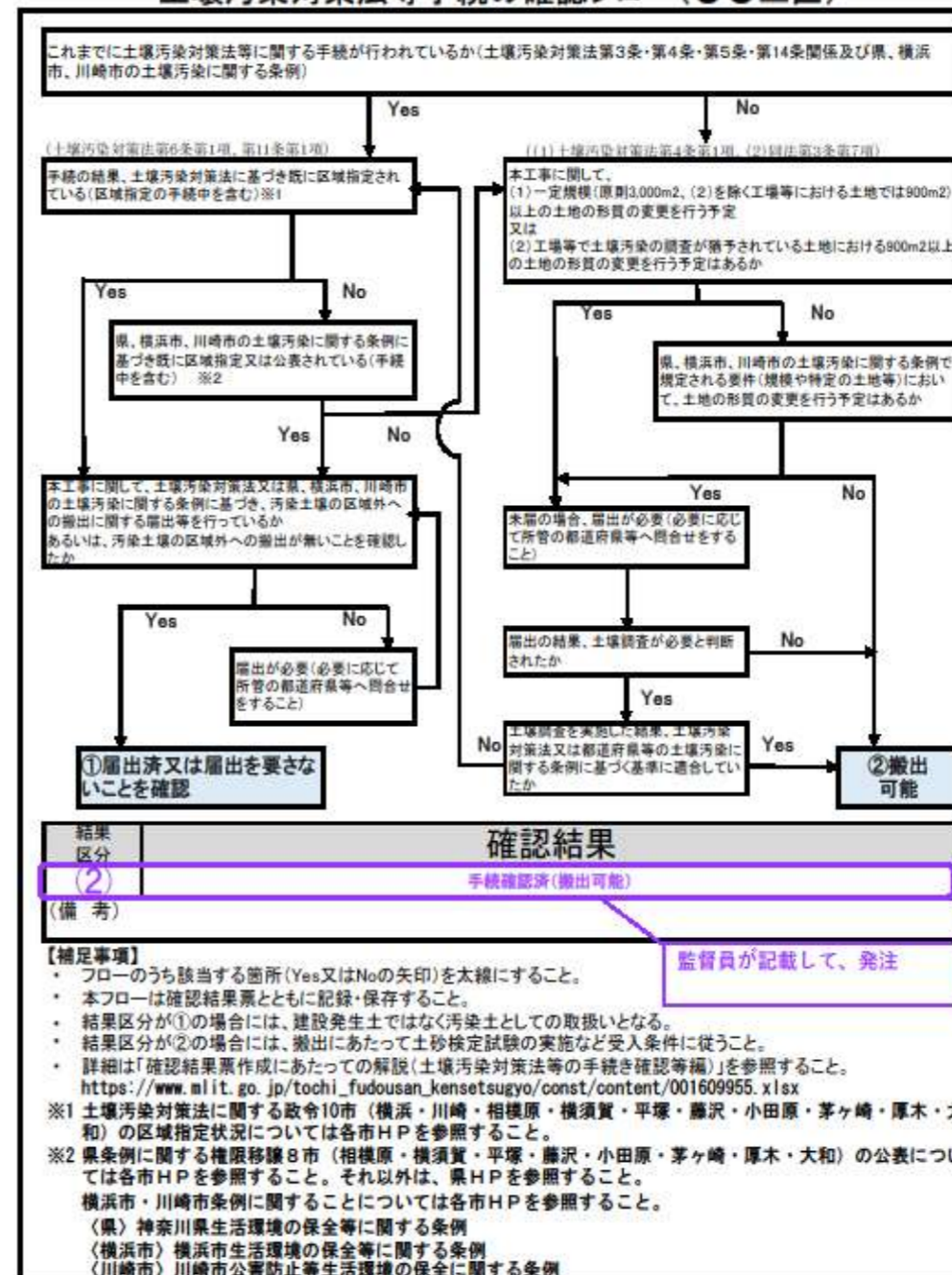
工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 概 要		
工 事 発 注 機 関 名		
工事監督員又は担当者名		
連絡先機関・電話番号		
工 事 請 負 業 社 名		
担当者名・電話番号		
建 設 発 生 土	運 搬 業 者	
	受入先（名称等）	
	住 所	
	運 搬 経 路	
	搬 出 時 期	
土 質 土 量		

旧

新

様式3

### 土壤汚染対策法等手続の確認フロー(●●工区)



旧

新

様式4

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名	
元請建設工事事業者等	
作成・更新年月日	

土砂の搬出に係わる土壤汚染対策法等の手続確認結果

受注者が記載

工区等	結果区分	確認結果
〇〇工区	(2)	手続確認済(搬出可能)

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

確認フロー「様式3」の結果を

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1	〇〇〇受入地	他法令許可等	採石法第33条の採取計画認可 登録番号●●●〇〇〇〇〇〇〇号
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

監督員が記載して、発注

・受注者は、本票を監督員と確認し、作成すること。

旧

新

指定受入地

参考様式

(受領書記載例)

(例：受入地の場合) 令和●年●月●日

(搬出元：受注者)  
●●●建設株式会社  
責任者（※）●●●殿

(受領先)  
○○○受入地  
責任者（※）○○○

土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地  
○県○市○町○番地○地内

受領した管理者の商号 : ○○○建設株式会社

搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設株式会社  
●●●建設工事（工事名）  
●県●市●町●番地●地内

土砂の搬出量 : 盛土利用等 第1種建設発生土●●●m<sup>3</sup>（地山m<sup>3</sup>）

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

(受領書記載例)

(例：中継基地の場合) 令和●年●月●日

(搬出元：受注者)  
●●●建設株式会社  
責任者（※）●●●殿

(受領先)  
○○○受入地  
責任者（※）○○○

土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地  
○県○市○町○番地○地内

受領した管理者の商号 : ○○○建設株式会社

搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設株式会社  
●●●建設工事（工事名）  
●県●市●町●番地●地内

土砂の搬出量 : 一時堆積 第1種建設発生土●●●m<sup>3</sup>（地山m<sup>3</sup>）

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条（管理体制の整備）」により定める工事現場における責任者（監理技術者など）

旧

新

工事間流用の場合

参考様式

(受領書記載例)

令和●年●月●日

(搬出元：受注者)

●●●建設

(株)

責任者(※) ●●●殿

(受領先)

○○○建設(株)

責任者(※) ○○○

土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ○○○建設工事(工事名)  
○県○市○町○番地○地内

受領した管理者の商号 : ○○○建設(株)

搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設(株)  
●●●建設工事(工事名)  
●県●市●町●番地●地内

土砂の搬出量 : 盛土利用等 第 種建設発生土●●●m<sup>3</sup>(地山m<sup>3</sup>)

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条(管理体制の整備)」により定める工事現場における責任者(監理技術者など)